# 平成30年6月5日

第2回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 平成30年6月5日(火) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	志村	忠昭	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	尾崎	忠義
11番	渡邉美	喜子	12番	庄野	克宏
13番	門	瀧雄			

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町	長	丸尾	幸雄	
副町	長	秋山	俊次	
教育	· 長	田尾	勝	
会計管	理者	神原	宏一	
町長公	室長	山内	剛	
総務課	長	岡部	登	
政策観	光課長	河田	数明	
税務課	長	泉	知典	
住民環	境課長	石井	克典	
高齢者	保険課長	多田羅	勝弘	
健康福	<b>社課長</b>	冨木田	笑子	
建設課	長	三谷	勝則	
産業課	長	谷口	賢司	
消防長	:	阿河	弘次	
教育課	長	竹田	光芳	
聯昌				

1、議会事務局職員

 事務局長
 中野
 弘之

 書
 記
 前原
 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

## 開会 午前9時00分

# 議長(志村 忠昭)

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成30年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

# 町長(丸尾 幸雄)

おはようございます。議員のみなさま方におかれましては、本当にいろいろと議員活動でご多用中のところとは思いますが、今日から6月定例会を始めさせていただきます。

それにあたりましては全員の議員の皆様にご出席をいただきましてありがとうございます。

いろいろと、いろんな案件がございます。どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、この6月議会が皆様方にとって、そして私どもにとっても有意義な6月議会となりますことを心から期待をして開会に際してのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

#### 議長(志村 忠昭)

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番隅岡 美子君、12番 庄野 克宏君を指 名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。塩野拓二君。

# 議会運営委員会委員長(塩野 拓二)

会期の件でございますが、本日6月5日より6月14日までの10日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

#### 議長(志村 忠昭)

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より14日までの10日間とし、日程については、6月5日火曜日提案説明、6日水曜日休会、6月7日木曜日から8日金曜日一般質問、9日土曜日から10日日曜日休会、11日月曜日総務教育常任委員会、並びに建設産業民生常任委員会、12日火曜日委員会の予備日、13日水曜日休会、14日木

曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月14日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告でありますが、監査委員より、例月現金出納検査執行状況、町長より、 平成29年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成29年度多度津町特別会計公 共下水道繰越明許費繰越計算書、平成29年度多度津町土地開発公社決算等状況、及び 29年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けておりま す。報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部改正)、議案第2号専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部改正)について、議案第3号専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)について、を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

## 税務課長(泉 知典)

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。 議案第1号、専決処分の承認について「多度津町税条例等の一部改正」、議案第2号、専 決処分の承認について「多度津町都市計画税条例の一部改正」及び議案第3号、専決処 分の承認について「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の3議案は、関連のある ことから、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、・地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方 税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改 正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第 126号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第127号)、地方税法施 行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)及び地方税法施行規則の一部 を改正する省令(平成30年総務省令第25号)が平成30年3月31日にそれぞれ公布された ことに伴い、平成30年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税 関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず、議案第1号『多度津町税条例等の一部改正』の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、本町の税条例の所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、個人住民税関係でございます。

町民税の非課税の範囲について、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対して、均等割非 課税限度額の引き上げや所得控除及び調整控除に所得要件を創設するものなどでござい ます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

2つ目は、たばこ税でございます。

製造たばこの区分を新たに創設し、『加熱式たばこ』に係る課税標準の換算方式を5年間かけて段階的に移行するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

3つ目は、固定資産税関係でございます。

平成30年度は、固定資産評価替えの基準年度に当たり、宅地や農地等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長する他、『わがまち特例』において、中小事業者等が一定の設備投資を行った場合の特例や津波避難施設に係る特例の拡充等、固定資産税の特例措置の見直しに関するものなどでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、3ページからご覧下さい。

まず、第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

第20条は、「年当りの割合の基礎となる日数」に関する規定で、法律改正に伴う所要の 規定の整備と字句の改正でございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

4ページ上段をご覧下さい。

第23条は、「町民税の納税義務者等」に関する規定で、法律改正に伴う所要の規定の整備と字句の改正でございます。

施行日は、平成32年4月1日であります。

4ページ中段から5ページをご覧下さい。

第24条は、「個人の町民税の非課税の範囲」に係る規定で、第1項第2号において、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対して、均等割非課税限度額を125万円から135万円に引き上げるものでございます。

その他、政令改正に伴う字句の改正でございます。

施行日は、第2項の『控除対象配偶者』を『同一生計配偶者』に改める部分が平成31年 1月1日、その他が、平成33年1月1日であります。

第31条は、「均等割の税額」に関する規定で、法律改正に伴う字句の改正でございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

第34条の2は、「所得控除」に関する規定で、基礎控除額の要件として合計所得が2,500万円以下である者とする改正でございます。

その他、字句の改正でございます。

6ページ上段をご覧下さい。

第34条の6は、「調整控除」に関する規定で、調整控除額の要件として合計所得が2,500万円以下である者とする改正でございます。

その他、法律改正に伴う字句の改正でございます。

施行日は、いずれも平成33年1月1日であります。

6ページ下段から9ページをご覧下さい。

第36条の2は、「町民税の申告」に関する規定で、第1項において、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行うものでございます。

その他、省令改正に伴う字句の改正でございます。施行日は、第1項が平成31年1月 1日、その他が、平成30年4月1日であります。

9ページ果断から10ページをご覧ください。

第47条の3は、「特別徴収義務者」に関する規定で、法律改正に伴う字句の改正でございます。

10ページ冗談から11ページをご覧ください。

第47条の5は、「年金所得に係る仮特別徴収税額等」に関する規定で、法律改正に伴う字句の改正でございます。

施行日は、いずれも平成30年4月1日であります。

11ページ中断から15ページをご覧ください。

第48条は、「法人の町民税の申告納付」に関する規定で、第2項及び第3項として、租税特別措置法の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除する規定を新設し、第10項から第12項として、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定を定めるものでございます。

その他、法律改正に伴う字句の改正でございます。

施行日は、第1項及び第10項から第12項までが平成32年4月1日、その他が、平成30年4月 1日であります。

15ページ下段から18ページをご覧ください。

第52条は、「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」に関する規定で、第2項、第3項、第5項及び第6項に、法人の住民税の納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき金額(その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについての規定を定めるものでございます。

その他、法律改正に伴う字句の改正でございます。

18ページ下段から19ページをご覧ください。

第54条は、「固定資産税の納税義務者等」に関する規定で、省令改正に伴う字句の改正 でございます。

施行日は、いずれも平成30年4月1日であります。

19ページ中段をご覧ください。

第92条は、「製造たばこの区分」に関する規定で、製造たばこの区分として、『加熱式 たばこ』を新たに創設するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

第92条の2は、「たばこ税の納税義務者等」に関する規定で、地方税法の改正による、 条ズレでございます。

19ページ下段から20ページをご覧ください。

第93条の2は、「製造たばことみなす場合」に関する規定で、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものは、製造たばことみなすこととするものでございます。

施行日は、いずれも平成30年10月1日であります。

20ページ中段から24ページをご覧ください。

第94条は、「たばこ税の課税標準」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻たばこの 本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする等 の規定の整備でございます。

施行日は、平成30年10月1日であります。

尚、この規定は、後で述べます第2条から第5条の多度津町税条例の一部改正において、 平成31年10月1日から平成34年10月1日にかけて段階的に移行されるものでございます。

第95条は、「たばこ税の税率」に関する規定で、たばこ税の税率を引上げる規定の整備であります。

施行日は、平成30年10月1日であります。

尚、この規定は、第3条及び第4条の多度津町税条例の一部改正において、段階的に税率

を引き上げるものでございます。

第96条は、「たばこ税の課税免除」に関する規定で、町税条例の条ズレによる改正でご ざいます。

24ページ下段から25ページをご覧ください。

第98条は、「たばこ税の申告納付の手続」に関する規定で、第94条において定義語を置いたことによる規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成30年10月1日であります。

25ページ下段から26ページをご覧ください。

附則第3条の2は、「延滞金の割合等の特例」に関する規定で、町税条例の項ズレによる 改正でございます。

26ページ下段から27ページをご覧ください。

附則第4条は、「納期限の延長に係る延滞金の特例」に関する規定で、第52条の改正に 伴う所要の規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成30年4月1日であります。

28ページ上段をご覧ください。

附則第5条は、「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」に関する規定で、所得割非 課税限度額を引上げるものでございます。

施行日は、平成33年1月1日であります。

28ページ中段から30ページをご覧ください。

附則第10条の2は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」対象資産として、新たに第6項、第7項及び第9項において、津波避難施設に係る拡充を行い、特例割合を2分の1に、第12項、第13項、第14項、第18項及び第19項において、再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に規定する発電設備を加え、第12項、第13項及び第14項の特例割合を3分の2に、第18項及び第19項の特例割合を2分の1に、第24項に中小事業者等の生産性向上を促す新規の設備を加え、特例割合を0とし、減免とすること、第1項の特例割合を3分の1から2分の1に、第5項及び第8項の特例割合を2分の1から3分の2に、第15項及び第16項の特例割合を2分の1から4分の3に、また旧第3項の土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に係る特例措置が廃止されたことなど、これらの所要の措置に伴う項ズレ等の整備でございます。

施行日は、平成30年4月1日でありますが、第24項に係る部分に限り、生産性向上特別措置法の施行日であります。

30ページ中段から35ページをご覧ください。

附則第10条の3は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、耐震改修等が行われた住宅や施設等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定で、法改正に併せ

て新設及び改正されたものでございます。

35ページ下段をご覧ください。

附則第11条は、「土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 資産税の特例に関する用語の意義」に関する規定。

36ページ上段をご覧ください。

附則第11条の2は、「平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例」に関する 規定で、いずれも、表題部、本文とも固定資産税課税標準の据置特例の延長に伴う所要 の改正で、それぞれ年度更新でございます。

36ページ下段から39ページをご覧ください。

附則第12条は、「宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固 定資産税の特例」に関する規定。

39ページ中段から40ページをご覧ください。

附則第13条は、「農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 資産税の特例」に関する規定で、いずれも、表題部、本文とも据置特例の延長に伴う所 要の改正で、それぞれ年度更新でございます。

40ページ上段から41ページをご覧ください。

附則第15条は、「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、法律改正に伴う所要 の改正で、それぞれ年度更新でございます。

施行日は、いずれも平成30年4月1日であります。

41ページ上段をご覧ください。

附則第17条の2は、「優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、租税特別措置法の改正での条ズレによる 改正でございます。

施行日は、平成31年1月1日であります。

続きまして、第2条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。 41ページ下段から42ページをご覧ください。

第94条は、「たばこ税の課税標準」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻たばこの 本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式を変更す るものでございます。

施行日は、平成31年10月1日であります。

附則第10条の2は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、法律改正での項ズレによる改正でございます。

施行日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、第3条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。 42ページ下段から44ページをご覧ください。

第94条は、「たばこ税の課税標準」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻たばこの

本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式を変更するものでございます。

44ページ上段をご覧ください。

第95条は、「たばこ税の税率」に関する規定で、たばこ税の税率を引上げる規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成32年10月1日であります。

続きまして、第4条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。 44ページから45ページをご覧ください。

第94条は、「たばこ税の課税標準」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻たばこの 本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式を変更す るものでございます。

45ページ下段をご覧ください。

第95条は、「たばこ税の税率」に関する規定で、たばこ税の税率を引上げる規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成33年10月1日であります。

続きまして、第5条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。 45ページ下段から46ページをご覧ください。

第93条の2は、「製造たばことみなす場合」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻 たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式 を変更することによる引用条項の改正でございます。

46ページ下段から48ページをご覧ください。

第94条は、「たばこ税の課税標準」に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻たばこの 本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式を変更す るものでございます。

施行日は、いずれも平成34年10月1日であります。

続きまして、第6条関係といたしまして、「多度津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」で、平成27年多度津町条例第20号の「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

48ページ中段から51ページをご覧ください。

附則の第5条は、「町たばこ税に関する経過措置」に関する規定で、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものでございます。

施行日は、平成30年10月1日であります。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、51ページ中段から、第1条として「施行期日」。

52ページ中段をご覧ください。

第2条として、「町民税に関する経過措置」。

53ページ上段をご覧ください。

第3条として、「固定資産税に関する経過措置」。

54ページ上段をご覧ください。

第4条は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に、改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等が取得した経営力向上設備等に該当する機械装置等をリース取引により引渡しを受けた場合の固定資産税について。

第5条として、「町たばこ税に関する経過措置」。

54ページ下段から57ページをご覧ください。

第6条として、「手持品課税に係る町たばこ税」。

57ページ上段をご覧ください。

第7条は、「手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置」として、平成30年10月1日 から平成31年9月30日までの間における経過措置について。

第8条は、「町たばこ税に関する経過措置」として、平成31年10月1日から平成32年9月 30日までの間における経過措置について。

57ページ中段から59ページをご覧ください。

第9条は、「手持品課税に係る町たばこ税」として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間における取扱いについて。

59ページ下段をご覧ください。

第10条は、「町たばこ税に関する経過措置」として、平成32年10月1日から平成33年9月 30日までの間における経過措置について。

59ページ下段から61ページをご覧ください。

第11条は、「手持品課税に係る町たばこ税」として、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間における取扱いについて、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案第2号『多度津町都市計画税条例の一部改正』の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

この改正は、議案第1号『多度津町税条例等の一部改正』で、ご説明いたしました固定 資産税と同様に、平成30年度の評価替えに当たり、原則として、従来の土地に係る負担 調整措置を3年間継続することとした所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

3ページをご覧ください。

まず第1条関係といたしまして、多度津町都市計画税条例の一部改正でございます。 3ページから5ページをご覧ください。

附則第6項は、「改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、法規定の新設に伴い、新たに定めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日であります。

5ページ上段から7ページをご覧ください。

附則第7項から附則第11項までは、「宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度 までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定。

7ページ下段から9ページをご覧ください。

附則第12項は、「農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市 計画税の特例」に関する規定。

附則第13項及び附則第14項は、読替規定に関する規定で、いずれも、表題部、本文とも 据置特例の延長に伴う年度更新及び適用条文の項ズレ、条文の整備等でございます。

施行日は、いずれも平成30年4月1日でありますが、9ページ上段の附則第13項の改正規 定の「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限り、都市再生 特別措置法等の一部を改正する法律の施行日であります。

続きまして、第2条関係といたしまして、

多度津町都市計画税条例の一部改正でございます。

9ページ中段をご覧ください。

附則第4項は、「法附則第15条第43項の条例で定める割合」に関する規定で、法律改正 での項ズレによる改正でございます。

附則第5項は、「法附則第15条第44項の条例で定める割合」に関する規定で、特例割合 を3分の2から2分の1に改正するものでございます。

その他、法律改正での項ズレによる改正でございます。

9ページ下段から10ページをご覧ください。

附則第14項は、法律改正での項ズレによる改正でございます。

施行日は、いずれも平成31年4月1日であります。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第1項として、「施行期日」を、第2項として、「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、議案第3号『多度津町国民健康保険税条例の一部改正』の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律 第2号)が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険税の改正部分については、本年4月 1日に施行されたこと。 また、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)が本年4月1日 から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでござ います。

1つ目は、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに対する課税額の定義の変更でございます。

2つ目は、被保険者の負担の適正化を図るため、「基礎課税額」に係る課税限度額を引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置における所得判定基準額の見直しを行うことにより、「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」及び「介護納付金課税額」に係る負担軽減措置の対象世帯を一部拡大するものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

3ページから4ページをご覧下さい。

第2条第1項は、国民健康保険税の「課税額」の定義に関する規定で、財政責任主体が都 道府県になることに対する課税額の定義を変更するものでございます。

5ページ上段をご覧下さい。

第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に、引き上げるものでございます。

第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額に関する規定。

第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額に関する規定で、それぞれ、法律改正に伴う所要の規定の整備、その他、字句の改正でございます。

5ページ下段をご覧下さい。

第4条は、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」に関する規定。 6ページ上段をご覧下さい。

第5条は、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」に関する規定。

第7条は、「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額」に関する規定。

6ページ下段から7ページ上段をご覧下さい。

第7条の2は、「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額」に関する規定。

第9条は、「介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額」に関する規定。

第9条の2は、「介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」に関する規定で、町税 条例の条ズレによる改正でございます。

7ページ中段から8ページをご覧下さい。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第1号にて、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正を行うものでございます。

その他、字句の改正であります。

第2号にて、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に 乗ずべき金額を、現行の27万円から27万5千円に。

8ページ上段をご覧下さい。

第3号にて、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に 乗ずべき金額を、現行の49万円から50万円に。

それぞれ基準額を見直す改正でございます。

第22条の2は、「特例対象被保険者等に係る申告」に関する規定で、マイナンバーによる情報連携により「雇用保険受給資格証の内容が確認できるのであれば、証明書の提示を不要としてもよい」、こととする改正でございます。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成30年4月 1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用 し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

と規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、専決処分の承認について「多度津町税条例等の一部改正」、議案第2号、専決処分の承認について「多度津町都市計画税条例の一部改正」及び議案第3号、専決処分の承認について「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議 賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、山内君。

#### 町長公室長(山内 剛)

議案第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、同法第19条第9号が第10号に繰り下がったことに伴い、本条例第1条及び第5条で引用している号をそれぞれ繰り下げるものでございます。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、平成29年5月30日から適用する。」と 規定しています。

以上、簡単ではありますが、議案第4号、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

# 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第5号、平成30年度多度津町一般会計 補正予算(第1号)を議題といた します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

#### 総務課長(岡部 登)

おはようございます。

議案第5号、平成30年度多度津町一般会計補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額86億9,500万円に、歳入歳出それぞれ、1億2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、88億1,600万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正に記載してありますように、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料について、平成31年度に6,800万円、また、新庁舎建設コンストラクション・マネジメント業務委託料について、平成31年度に1,600万円を、それぞれ限度額として債務負担行為を行うものでございます。

第3条は、地方債の補正です。

5ページをお開きください。

児童福祉施設整備事業を4,900万円に、庁舎整備事業を0円に、それぞれ補正するものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、減額補正 の主なものは総務費となっております。

歳入における増額補正の主なものは国庫支出金、県支出金、繰入金となっております。 それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

22ページをお開きください。

款2. 総務費は、1,503万4千円の減額補正により、14億285万8千円に改めるもので、ご

ざいます。

項1. 総務管理費の減額で、内訳として、目1. 一般管理費、10万4千円の増額。

目6. 企画費、186万2千円の増額。

目14. 庁舎建設費の、1,700万円の減額でございます。

24ページをお開きください。

款3. 民生費は、1億3,341万4千円の増額補正により、30億275万3千円に改めるもので、

項1. 児童福祉費、目1. 児童福祉費の増額でございます。

26ページをお開きください。

款4. 衛生費は、27万円の増額補正により、7億4,842万5千円に改めるもので、項1. 保 健衛生費、目5. 環境保全費の増額でございます。

28ページをお開きください。

款9. 消防費は、170万円の増額補正により、3億5,232万3千円に改めるもので、項1. 消防費、目4. 防災費、の増額でございます。

30ページをお開きください。

款10. 教育費は、65万円の増額補正により、8億2,565万6千円に改めるもので、内訳としては、項1. 教育総務費、目2. 事務局費、25万円の増額。

項1. 中学校費、目2. 教育振興費、40万円の増額でございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、5,412万3千円を増額補正し、9億3,934万円に改めるもので、項2. 国庫補助金、目3. 民生費国庫補助金の増額でございます。

14ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、1,473万円を増額補正し、6億7,495万7千円に改めるものでございます。

項2. 県補助金は、1,448万円の増額補正で、内訳は、目2. 民生費県補助金の1,428万円の増額。

目3. 衛生費県補助金の20万円の増額でございます。

項3. 県委託金は、25万円の増額で、目6. 教育費県委託金の増額でございます。

16ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、4,634万7千円を増額補正し、4億2,240万9千円に改めるもので、項2. 基金繰入金、目2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

18ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、170万円を増額補正し、2億3,992万6千円に改めるもので、項4. 雑入、目4. 雑入の増額でございます。

20ページをお開き下さい。

款15. 町債につきましては、410万円を増額補正し、9億1,240万円に改めるもので、項

1. 町債は、410万円の増額補正です。

内訳は、目1. 民生債の4,810万円の増額。

目8. 総務債の4,400万円の減額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額86億9,500万円に、1億2,100万円を追加し、88億1,600万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、議案第 5号の提案説明とさせていただきます。

## 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第6号、多度津町道の路線認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

# 建設課長(三谷 勝則)

おはようございます。

それでは議案第6号、多度津町道の路線認定について、提案説明を申し上げます。

今回の町道認定をお願いいたします路線は、堀江二丁目の学園台団地内の道路の一路線であります。

1ページ及び2、3ページの位置図、認定箇所図をご覧下さい。

認定路線箇所は、学園台団地内の南に位置し、町道198-2号線と町道190号線を接続する路線であります。

認定路線名は、町道198-4号線で起終点といたしましては、多度津町堀江二丁目91番地48を起点とし、多度津町堀江二丁目91番地80を終点とするもので、延長は40m、幅員は4mの道路を町道認定しようとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線認定について、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

## 議員(小川 保)

議長。

# 議長(志村 忠昭)

はい、小川保君。

## 議員(小川 保)

先ほどの説明の中で、町道の番号の確認をもう一度お願いします。

#### 議長(志村 忠昭)

建設課長、三谷君。

## 建設課長(三谷 勝則)

はい、新たな町道路線名でよろしいですか。

失礼いたしました。

今回認定する路線名は、町道189-4号線であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

## 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

# 町長(丸尾 幸雄)

議案第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を 申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります東原由幸氏は、平成30年7月6日をもって 任期満了となります。

つきましては、引き続き東原由幸氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、町内大字道福寺331番地5にお住まいで、昭和31年3月17日生まれの62歳でございます。

同氏は、司法書士・土地家屋調査士として経験豊富で、地域の固定資産に関する実情に 精通し、人格・識見ともに優れておられますので、固定資産評価審査委員会委員として 最適任であると考えております。

なお、任期は平成30年7月7日から平成33年7月6日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

#### 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定をいたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

# (「討論なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。

日程第9、議案第8号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

# 町長 (丸尾 幸雄)

議案第8号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員として、塩田明雄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでござい ます。

塩田明雄氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となります。

現在も、教育委員として、教育行政に熱心に取り組んでいただいており、今後におきましても、誠意をもって取り組んでいただけるものと思っておりますので、教育委員として最適任であると考えております。

なお、塩田氏の任期につきましては、平成30年7月1日から平成34年6月30日までの4年間であります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

#### 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から議案第5号を、総 務教育常任委員会に、議案第6号を建設産業民生常任委員会に、多度津町議会会議規則 第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号の5議案を総務教育常任委員会に、議案第6号を建設産業民生常任委員会に、付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前10時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

平成30年6月5日第2回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記